

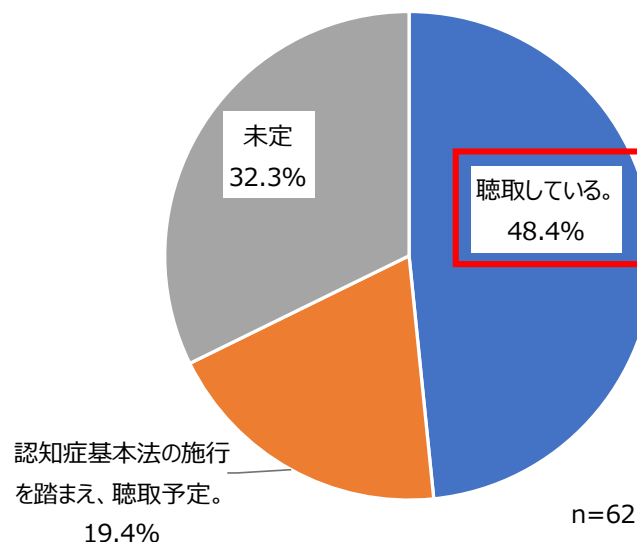
【調査結果（抜粋）】

認知症基本法の施行に伴う区市町村への
現況把握調査について（令和6年度）

- ・ 施策の検討を行う上で認知症の人からの意見を「聴取している」と回答した区市町村は48.4%、「未定」が32.3%、「認知症基本法の施行を踏まえ、聴取予定」が19.4%であった。
- ・ 「聴取している」と回答した区市町村での聴取の方法は、「窓口での相談対応等、日頃の業務の中で把握している」が63.3%と最も多い。「認知症の人や家族を対象としたアンケートやヒアリングを行い、把握している」、「認知症の人や家族を含む会議体を設け、把握している」と回答した区市町村はそれぞれ13.3%、20.0%であり、計画策定に向けた意見聴取の具体的な取組を実施している区市町村は限定的であると考えられる。

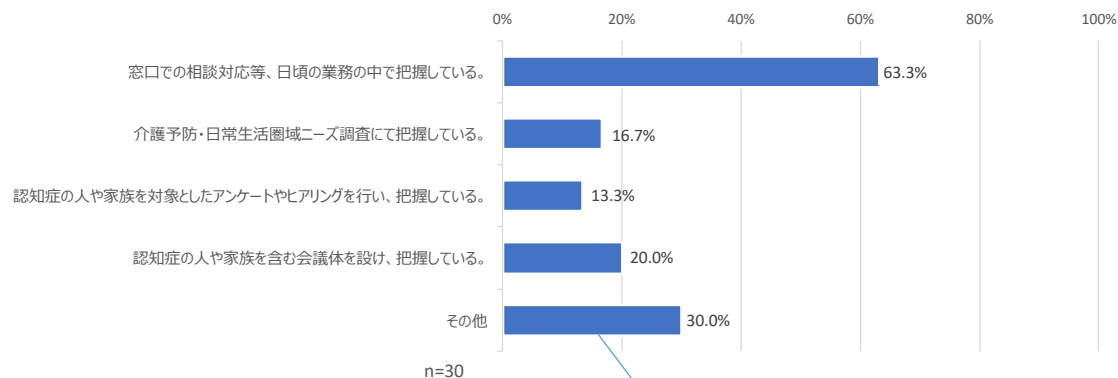
1-1

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人から意見を聴取していますか。



1-2

1-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、あてはまるものをご記入ください。（複数回答）



【「その他」に記載された回答例】

- ・ 本人ミーティングに参加し聴取している（練馬区）
- ・ 個別の取組検討の際に必要なに応じて聴取（町田市）
- ・ 認知症カフェにて認知症の人の話を聴取している（青梅市）

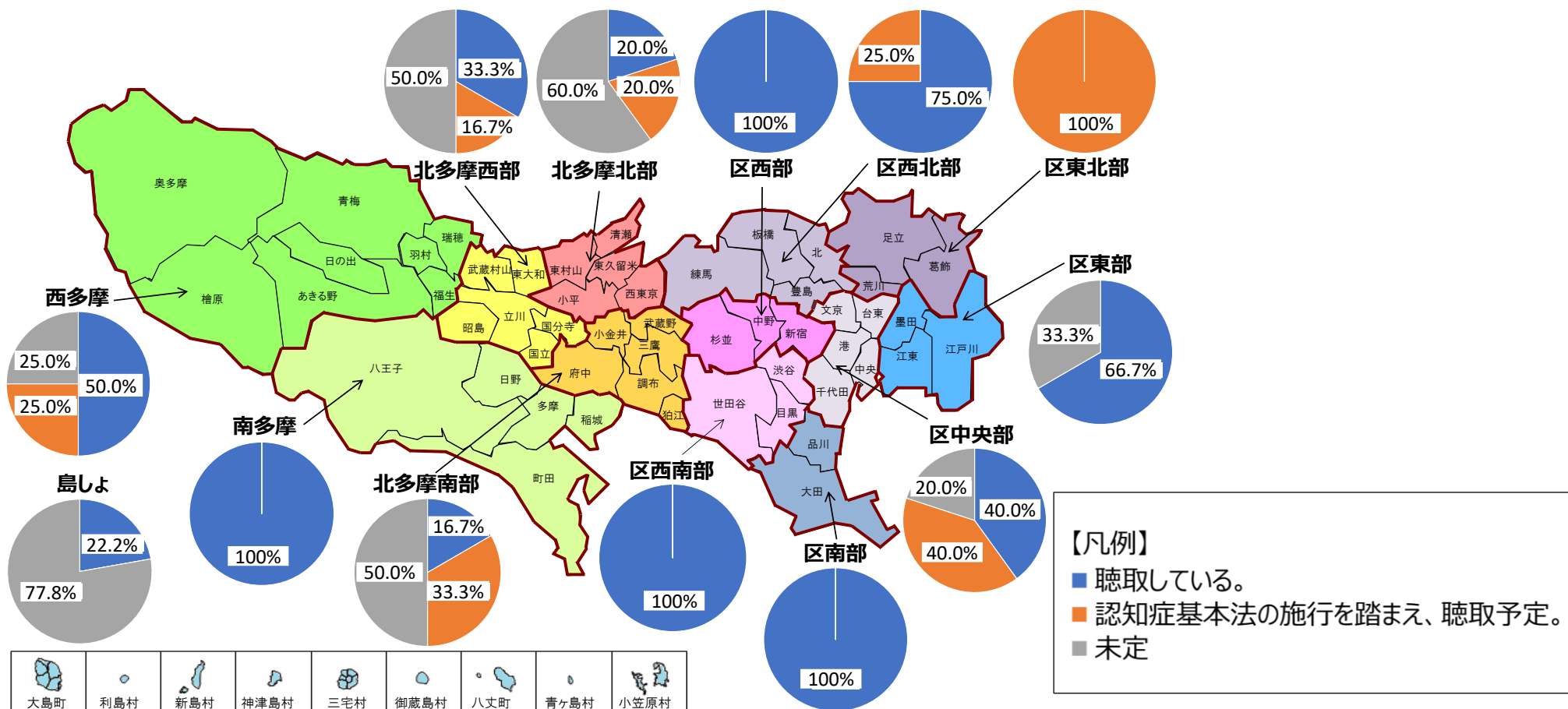
1 認知症の本人からの意見の聴取について

13圏域ごとの結果

- 施策の検討を行う上で認知症の人からの意見を「聴取している」と回答した割合は区中央部で40.0%、区南部、区西南部、区西部で100%、区西北部で75.0%、区東部で66.7%、西多摩で50.0%、南多摩で100%、北多摩西部で33.3%、北多摩北部で20.0%、西多摩で50.0%、南多摩で100%、北多摩西部で33.3%、北多摩北部で20.0%、島しょで22.2%である。

1 - 1

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人から意見を聴取していますか。

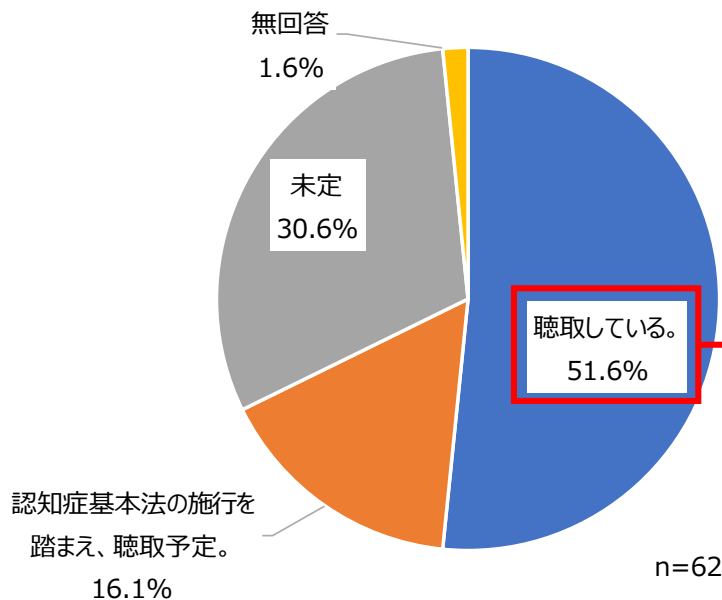


2 認知症の人の家族への意見聴取について

- ・ 施策の検討を行う上で認知症の人の家族からの意見を「聴取している」と回答した区市町村は51.6%、「未定」が30.6%、「認知症基本法の施行を踏まえ、聴取予定」が16.1%であった。
- ・ 「聴取している」と回答した区市町村での聴取の方法は、「窓口での相談対応等、日頃の業務の中で把握している」が56.3%と最も多い。「認知症の人や家族を対象としたアンケートやヒアリングを行い、把握している」、「認知症の人や家族を含む会議体を設け、把握している」と回答した区市町村はそれぞれ9.4%、34.4%である。

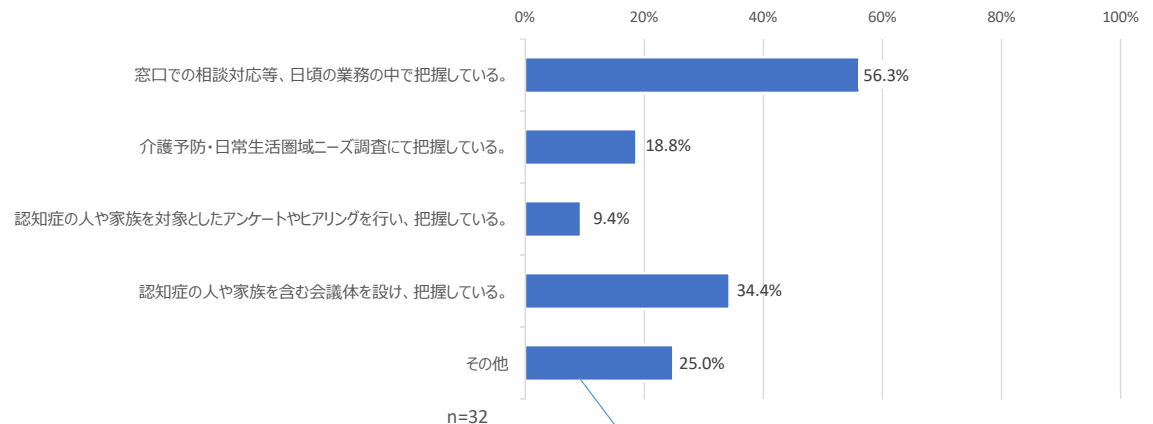
2-1 認知症の人の家族への意見聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人の家族から意見を聴取していますか。



2-2

2-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、あてはまるものをご記入ください。（複数回答）



【「その他」に記載された回答例】

- ・ 認知症カフェの中で、家族の意見も聴取している（港区）
- ・ 認知症家族介護者の会にて把握（国立市）
- ・ 認知症地域支援推進員が認知症介護者の会へ訪問したり、連絡会に参加して意見を集積している（豊島区）

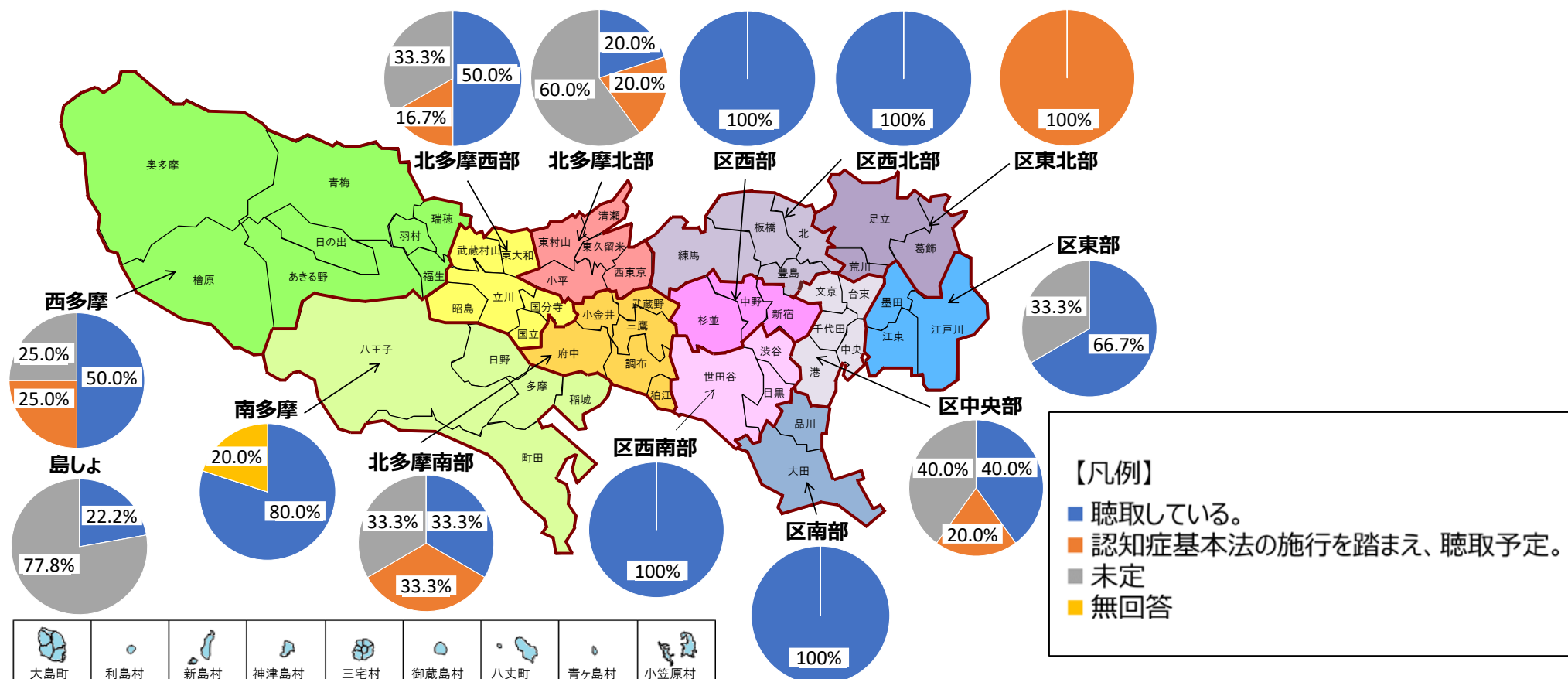
2 認知症の人の家族への意見聴取について

13圏域ごとの結果

- 施策の検討を行う上で認知症の人の家族からの意見を「聴取している」と回答した割合は区中央部で40.0%、区南部、区西南部、区西部、区西北部で100%、区東部で66.7%、西多摩で50.0%、南多摩で80.0%、北多摩西部で50.0%、北多摩北部で20.0%、島しょで22.2%である。

2-1 認知症の人の家族への意見聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人の家族から意見を聴取していますか。



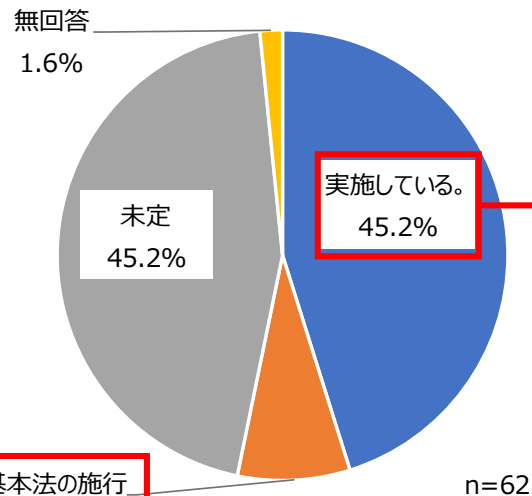
3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

- ・ 当事者ミーティング等、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保については、「実施している」と回答した区市町村の割合が45.2%であった。
- ・ 具体的な取組として、本人ミーティングや認知症カフェ、認知症の人が体験等を話す講演等が行われている。

(1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について

① 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保に関する取組について

(ア) 貴区市町村では、当事者ミーティング等、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保のための取組を実施していますか。



(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合の取組（予定）内容

【回答例（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

本人ミーティングや認知症カフェ等に関する回答（抜粋）

- ・ 「本人ミーティング」（認知症初期の本人からの希望があり本人ミーティングを開催）（豊島区）
- ・ 「オレンジカフェ」（市職員がレクチャーしながら認知症サポーターや地域住民によるオレンジカフェを開催）（福生市）
- ・ 「Dカフェ（認知症カフェ）」（認知症に人やその家族のほか、地域住民等が気軽に参加し、交流を通して率直な気持ちを打ち明けたり、悩みなどを共有できる居場所）（町田市）

認知症の人が体験等を話す講演等に関する回答（抜粋）

- ・ 「あしたの会」（当事者会・家族会と共催し、認知症の方とその家族の方、認知症に関心のある方に対し、認知症についての正しい理解を深め「認知症の方もそうでない方も地域で共生していくこと」を目指した講座を開講）（多摩市）
- ・ 「アルツハイマーデイ奥多摩」（当事者の講話）（奥多摩町）

3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

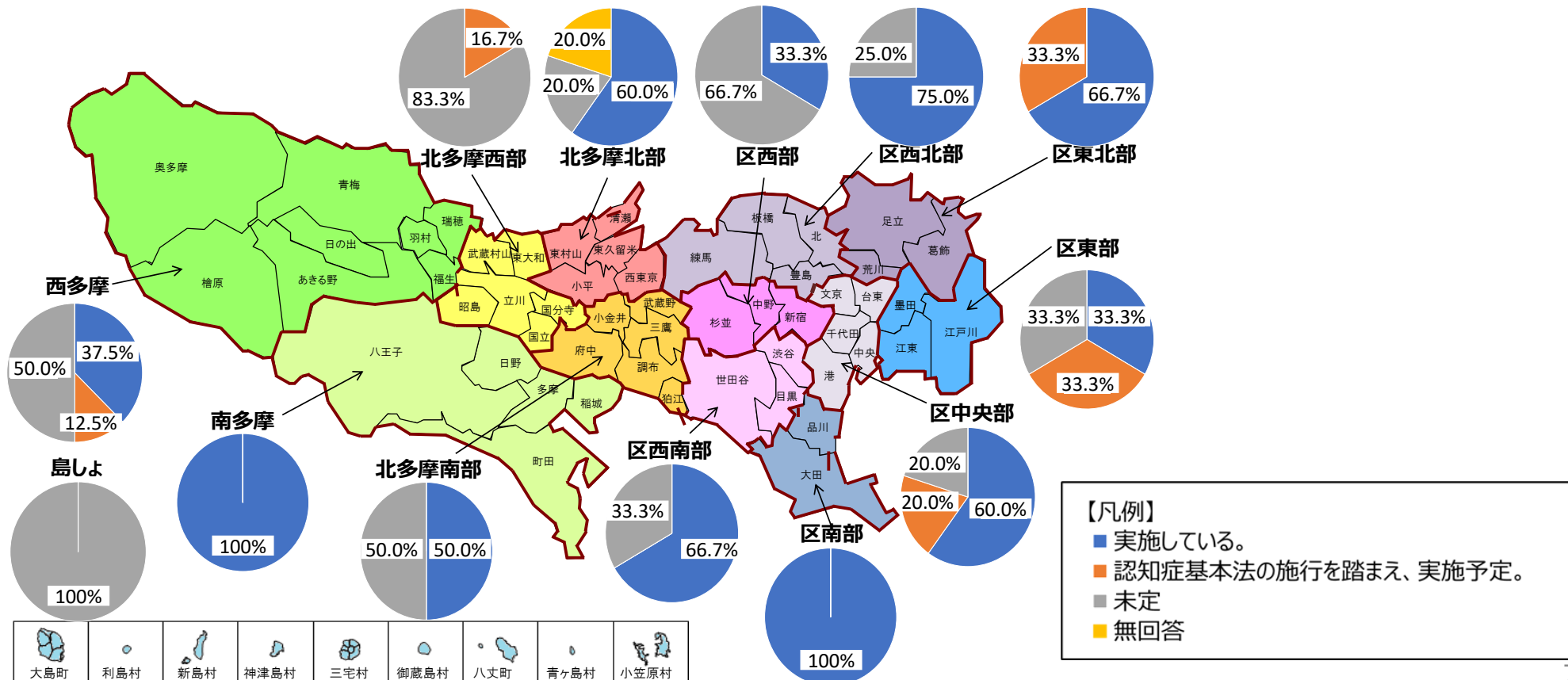
13圏域ごとの結果

- 当事者ミーティング等、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保については、「実施している」と回答した割合が区中央部で60.0%、区南部で100%、区西南部で66.7%、区西部で33.3%、区西北部で75.0%、区東北部で66.7%、区東部で33.3%、西多摩で37.5%、南多摩で100%、北多摩南部で50.0%、北多摩北部で60.0%である。

(1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について

① 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保に関する取組について

(ア) 貴区市町村では、当事者ミーティング等、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保のための取組を実施していますか。

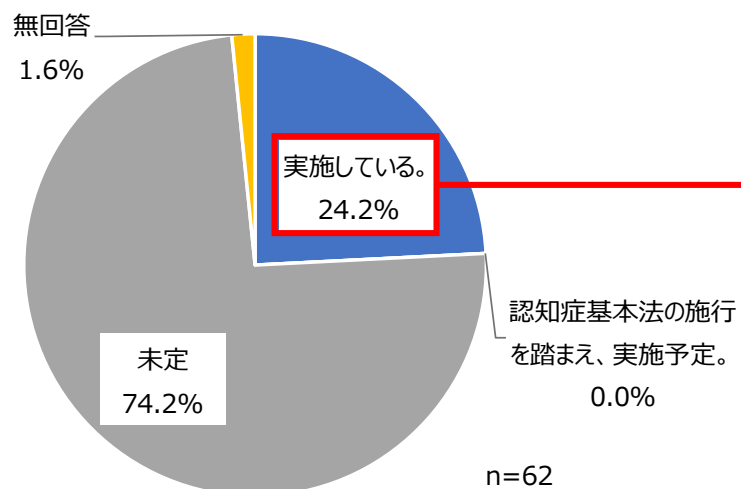


4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

- ・ 認知症の人の意思決定支援について、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用した人材育成等の取組を「実施している」と回答した割合は24.2%にとどまる。
- ・ 「実施している」と回答した区市町村においては、専門職に対する取組および住民に対する取組がそれぞれ行われている。

(1) 認知症の人の意思決定支援について

①「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月厚生労働省）」を活用した人材育成等、意思決定支援の取組を実施していますか。



② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合の取組（予定）内容

【回答例（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

■ 専門職に対する取組（抜粋）

- ・ 「包括的継続的ケアマネジメント事業」（ACPに関する研修の開催）（国分寺市）
- ・ 「高齢者権利擁護基礎研修」（高齢者の虐待防止や権利擁護を学ぶ研修の中で、意思決定・支援について取り上げている）（墨田区）

■ 住民に対する取組（抜粋）

- ・ 「認知症支援リーダー養成講座」（「認知症の人の日常生活・社会参加における意思決定支援ガイドライン」を講座の内容に盛り込み、人材育成を実施）（小平市）
- ・ 「未来ノートの普及啓発」（自分の意思を表明できなくなった時に、自分らしく生きるために準備する「未来ノート」の販売と書き方講座の開催）（府中市）
- ・ 「古い支度カレッジ」（4日間のシリーズで開催。上手に老いるために・介護費用・遺言・葬儀等）（府中市）

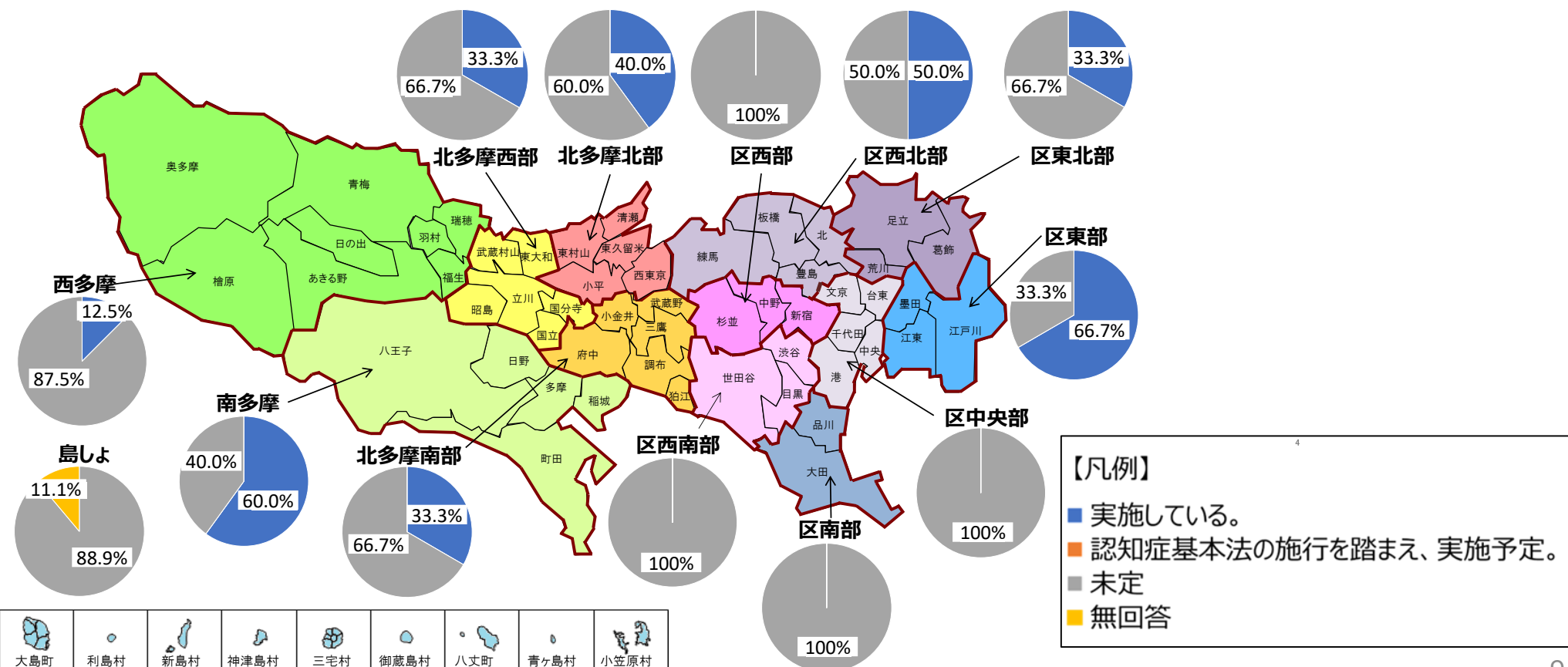
4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

13圏域ごとの結果

- ・ 認知症の人の意思決定支援について、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用した人材育成等の取組を「実施している」と回答した割合は区西北部で50.0%、区東北部で33.3%、区東部で66.7%、西多摩で12.5%、南多摩で60.0%、北多摩西部、北多摩南部で33.3%、北多摩北部で40.0%である。

（１）認知症の人の意思決定支援について

①「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月厚生労働省）」を活用した人材育成等、意思決定支援の取組を実施していますか。

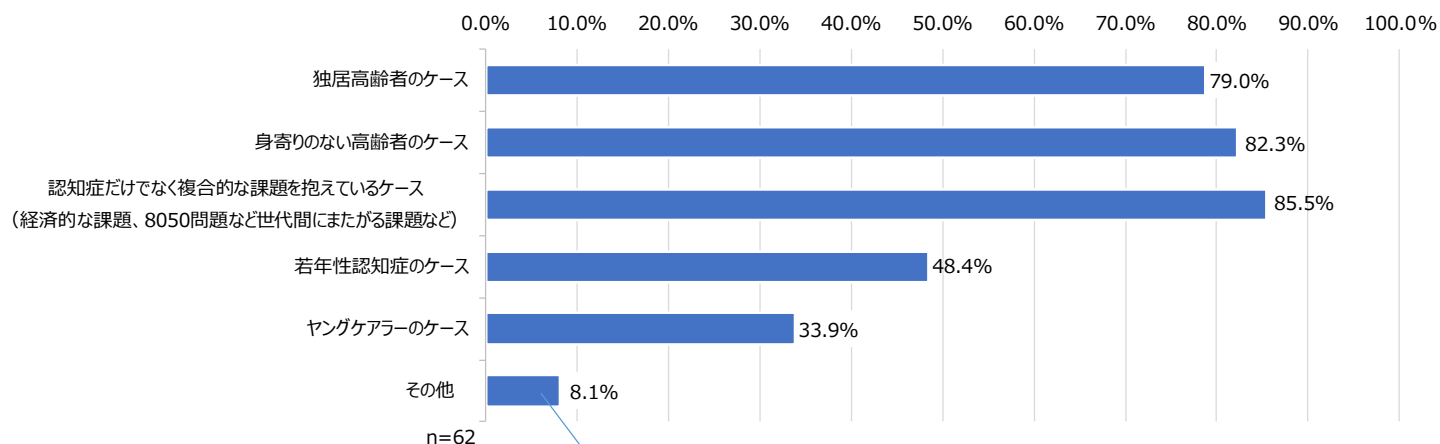


6 相談体制の整備等

- 認知症の人及び家族等からの各種相談に対応する中で、特に支援に課題がある対象者については、「認知症だけでなく複合的な課題を抱えているケース」を選択した割合が85.5%と最も多く、次いで「身寄りのない高齢者のケース」が82.3%、「独居高齢者のケース」が79.0%であった。

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

③ 認知症の人又は家族等からの各種相談に対応する中で、特に支援に課題がある対象者として、あてはまるものを全てご選択ください。



【「その他」に記載された回答例】

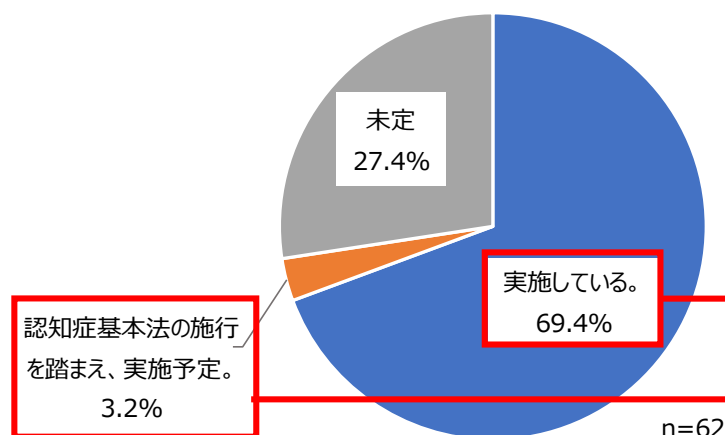
- ベースに知的障害や精神障害（未治療や医療中断、高齢発症の妄想性障害等も含め）があるケース（世田谷区）
- 同居家族あるが関係性不良等によりKP不在（日の出町）
- 共依存のケース（八王子市）

8 認知症の予防等

- ・ 認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について、「実施している」と回答した割合は69.4%である。
- ・ 具体的な取組として、予防に関する普及啓発や、地域における予防活動の推進等が行われている。

（１）科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

① 貴区市町村では、認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組を実施していますか。（予防に関する啓発及び知識の普及、地域における活動の推進、予防に係る情報の収集等）



② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合の取組（予定）内容

【回答例（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

予防に関する普及啓発の実施に関する回答（抜粋）

- ・ 「まるごと介護予防講座」（運動・職と栄養・口腔・認知症予防・社会参加等の介護予防全般に関する講話や体操実技、取組目標の設定や行動計画づくりの体験を通し、セルフマネジメント（自己管理）によるフレイルや認知症予防などの介護予防の取組みを普及する）（世田谷区）
- ・ 「もの忘れチェック会」（Test Your Memory-J）を使用した自記式認知機能検査を実施し、必要な方には受診を促すほか、認知症予防の講話も行う。国立精神神経医療研究センター病院との共催）（小平市）

地域における予防活動の推進に関する回答（抜粋）

- ・ 「はつらつ脳力アップ教室」（社会参加を促し、閉じこもりなど生活不活発による認知症の予防を目的として、区内在住の65歳以上で介護認定を受けていない人を対象に、ゲームや健康体操・創作活動などの機会を提供する。令和3年度から、通所教室に加え、オンライン配信教室も開始）（荒川区）
- ・ 介護予防教室（シニア脳活トレーニング教室）（65歳以上で、もの忘れが気になる方（要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業における事業対象者（基本チェックリスト該当者）及び認知症と診断された方を除く）を対象に、脳を刺激するプログラムと運動プログラムを行うことで認知症を予防する。年8コース）（新宿区）
- ・ 「介護支援ボランティアポイント事業」（介護事業所などの市内の受入施設におけるボランティア活動に対してスタンプを付与し、加盟店での買い物に利用できる「さくらポイント」に交換する）（小金井市）

8 認知症の予防等

13圏域ごとの結果

- 認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について、「実施している」と回答した割合は、区中央部で80.0%、区南部、区西南部で100%、区西部で66.7%、区西北部で100%、区東北部、区東部で66.7%、西多摩で62.5%、南多摩で60.0%、北多摩西部で50.0%、北多摩南部で83.3%、北多摩北部で80.0%、島しょで44.4%である。

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

① 貴区市町村では、認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組を実施していますか。(予防に関する啓発及び知識の普及、地域における活動の推進、予防に係る情報の収集等)

